

造船所における労働衛生管理

岩崎喜久男

岩崎労働安全コンサルタント事務所 所長

はじめに：パナマックスバルカー型を主とした新造船を年間約10隻建造していた造船所で12年間の衛生管理者としての活動・経験したことについてビックリさせられたことやほほえましい事などを思い出しながら造船所での労働衛生の管理について話を進めさせていただきます。

現在も、当時と特別に変わった状況にはなっていないと思っています。

1. 安全衛生管理体制：造船業は、労働安全衛生法における特定元方事業場に指定されています。混在作業により発生する問題を解決するための安全管理体制が特別に定められていて、会社・協力事業所による協議組織の運営をいかに上手く行っていくかが問われます。

2. 労働衛生3管理

(1) 作業環境管理：船を作るには、巨大なブロックを工場内で組立て、屋外にて溶接、塗装、配管、配線等の作業が行われ、ブロックをつなぎ合わせて船として完成させていきます。この間、工場内での鋼板加工、ガス切断、溶接等による騒音、粉じんの発生、屋外での錆落し、塗装、また夏期の炎天下での熱せられた鉄板上での作業などの作業者を囲む種々の作業環境対応が求められています。

(2) 作業管理：特定元方事業所として、社員だけでなく協力事業所への支援も求められます。特に保護具の使用についての指導は欠かすことは出来ません。

また、職種間の作業の山谷が発生する事で一部の職種に荷重労働の問題も起こってきます。危険有害作業への作業方法をはじめ、災害防止を指導する上で作業そのものに常に目配りが欠かすことが出来ません。思いがけない作業行動を取る者もいて、驚かされることもありました。

(3) 健康管理：定期健康診断はもちろんのこと、騒音、粉じん、有機溶剤使用等の有害業務に対する特殊健康診断の実施と診断結果からの作業員への事後措置も行わなければなりません。このために、個人に対しては健康相談の機会を設けて個別に産業医による面接指導を行い、全体に対しては衛生教育として衛生講習会を一度も中断することなく開催し知識の普及を図ってきました。

個別の面談を通じて出来てきた人間関係を深め、日々の職場巡視時の会話による指導が大いに効果があることを実感してきました。

おわりに：造船所の作業環境は、産業医にとって多くの有害業務に対応することが求められることから多方面の知識が要求されるので産業医冥利につきるというのをよく聞きました。現在も特に大きな衛生上の問題が発生しているとは聞いていません。昨年には、新しい産業医の先生が就任されたので、違った方面からの保健衛生活動も加わり、さらに作業環境改善がされていくものと思っています。